

都城市消費生活センターだより VOL. 14

～consumer center news～



暮らしに役立つ情報です。
ちょっと読んでみませんか？

【特集】

新成人のみなさん、気をつけて！～新生活のトラブル回避術～

●若者が陥りやすいトラブルを紹介します

- ①副業・情報商材・マルチ商法などの儲け話
- ②よく確認しよう！ネット通販トラブル
- ③恋愛感情を利用したデート商法

●警戒中！

一方的に送りつけられる…。送りつけ商法にご用心

●消費生活センターの啓発活動

- ①消費生活センター窓口 PR キャンペーンを開催しました
- ②消費生活セミナーを開催しました
- ③消費生活出前講座のお知らせ

[特集]

新成人のみなさん、気をつけて！

～新生活のトラブル回避術～

春は人の動きが大きくなる季節です。今春から進学・就職で新生活を始める新成人も多いと思います。成人になると、自分の意思で様々な契約ができるようになりますが、守るべき義務と責任が発生します。社会経験の浅い若者や新成人は、悪質商法のターゲットになりやすいため、何か契約をするときには十分注意しなくてはなりません。若者に多く見られる消費者トラブルについてまとめてみました。



気をつけてほしい消費者トラブル3選

- Point 1 副業・情報商材・マルチ商法などの儲け話
- Point 2 よく確認しよう！ネット通販トラブル
- Point 3 恋愛感情を利用したデート商法



若者が陥りやすいトラブルを紹介します

Point 1 副業・情報商材・マルチ商法などの儲け話

●副業・情報商材のトラブル



SNS 広告で「簡単に儲かる」「短時間で高額稼げる」などと謳い、連絡してきた消費者へ「登録料」「研修費」などの名目でお金を要求します。簡単に儲かる話はありません。儲け話には警戒しましょう。

●マルチ商法（ネットワークビジネス）

「人を誘えば紹介料やマージンが入る」などと勧誘し、商品やサービスの契約を迫る手口です。人を誘い続けることは難しく、さらに執拗な勧誘によって人間関係が壊れてしまうこともあります。よく考えて慎重に判断しましょう。



「お金がない」と言って断ると、借金をして契約するよう勧められたという事例もあります。借金をしてまで契約するべきなのかよく考えましょう。

Point 2 よく確認しよう！ネット通販トラブル



インターネット通販サイトで買い物をしたのに、商品が届かなかったり偽物や全く違う商品が届くなどのトラブルがあります。また、販売サイトと連絡が取れなくなり、返品や返金の請求ができなくなるケースもあります。インターネットショッピングをするときには、販売会社の連絡先、キャンセル・返品特約についてしっかり確認をしましょう。

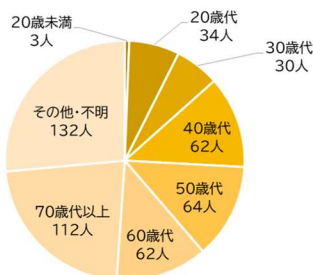
●国際ロマンス詐欺

インターネットで知り合った外国人とメールなどでやりとりをし、恋愛感情を持ったところでお金を送金するように迫られる「国際ロマンス詐欺」というトラブルがあります。荷物やお金を送りたいと言われても、後から受け取るための手数料の送金を求められる可能性がありますので、気をつけてください。



都城市でも若年者層からの相談が寄せられています

相談者の年齢別件数
(都城市消費生活センター2022年4月～2023年4月)



気を付けよう！



令和4年度に都城市消費生活センターで受け付けた相談は499件でした。年齢別に見ると50歳代から70歳代以上が多くを占めていますが、若年層と呼ばれる20歳未満、20歳代～30歳代の相談者も程度一定数見られます。決してひとつごとではありません。



ひとことアドバイス！

- うまい話をうのみにせず、きっぱりと断りましょう。
- 「不審だな」「不安だな」と思ったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

警戒中！

WARNING

一方的に送りつけられる・・・

送りつけ商法にご用心

注文や契約をしていない商品を一方的に送りつけ、代金を請求してくる手口を「送りつけ商法(ネガティブオプション)」といいます。

頼んで
ないぞ



事例1

注文した覚えのない海産物が送られてきた。請求書も同封されている。支払わなければならないのか。

事例2

数日前に「注文している健康食品を送る」と電話があり「頼んでいない」と言ったにも関わらず、商品が届いた。請求書も同封されている。全く身に覚えがなく困惑。

事例3

海外から荷物が届いたが全く覚えがない。外国語での表記なので送り主もわからない。



特定商取引法という法律が改正され、一方的に送りつけられた商品は直ちに処分することができるようになり、代金の支払をする必要もなくなりました。しかし、誰かからの贈り物である可能性もあるので、まずは心当たりがないか家族などに確認しましょう。また、注文したことを忘れていないかなどもよく思い出してみましょう。

頼んでなければ直ちに処分・支払不要

贈り物の可能性は？
頼んだものを忘れて
ない？



心当たりを
確認するの
も忘れずに！

もう一度よく確認し、不安であれば消費生活センターに相談しましょう。

消費生活センターの啓発活動！

消費生活センター窓口 PR キャンペーンを開催しました！

2023年11月25日、道の駅都城 NiQLL(ニクル)で、悪質商法や多重債務など、最近多い消費生活トラブルの手口や相談窓口について周知する街頭啓発を行いました。当日は様々なイベントも行い、たくさんの方に参加して頂きました。

会場の様子



気軽に相談してね！



啓発ポスターや資料冊子などの展示や配布を行いました。

クイズ大会で来場者と盛り上がりました！



ワークショップの様子



消費生活オリジナル卓上カレンダーを作りました。参加者は思い思いにシールやテープ、スタンプなどでデコレーションして、素晴らしいオリジナル作品ができあがっていました。

WAKU
WAKU



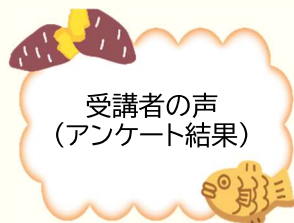
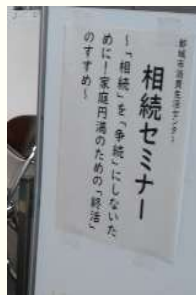
予定をたくさん書きましょう





消費生活セミナーを開催しました

2023年12月16日、都城市コミュニティセンターにおいて、法テラス宮崎法律事務所の遠藤弁護士を講師に迎え、消費生活セミナーを開催しました。「**相続を争族にしないために！**～家庭円満の「終活」のすすめ～」をテーマに、法律の知識についてわかりやすく説明があり、参加者の皆さんが興味深く聞かれていました。小雨の降る寒い日だったにも関わらず、多数のご参加ありがとうございました。



- ・勉強になりました。またあれば参加したいです。
- ・終活の準備に良い勉強になった。
- ・相続について子どもたちと相談したいと思います。
- ・大変ためになるお話でした。これからの自分の将来のために役立てていきたいと思います。

消費生活出前講座のお知らせ

都城市消費生活センターでは、消費生活に関する出前講座を行っております。職場内の研修、高齢者クラブ、学校での講演会、地域の集まりなどの際はご活用下さい。



- 悪質商法から財産を守る
最新の悪質商法や契約トラブルについて、事例をあげながらお話します。
- 暮らしのお金について
若年層に向けて、暮らしの中のお金についての事例を交えながら説明します。
- インターネットトラブルについて
SNS をきっかけに起こるトラブルやオンラインゲーム、その他インターネットに関するトラブルについてお話します。

都城市消費生活センター

消費生活センターは暮らしの中の様々なトラブル相談を受け付けています。
お気軽にご相談ください。来訪でのご相談を希望される方は関係書類が必要な場合があるので事前にお電話をください。



電 話

○消費生活【相談専用電話 **0986-23-7154**】

電話相談、面接相談（面接の場合は要予約）

相 談 日：月～金曜日（祝日、年末年始は除く）

相談時間：9:00～16:00



来 訪

○無料法律相談（要予約）

開催日：毎月第4金曜日（13:00～16:00）

＜相談にあたっての留意事項＞

- ・当窓口は一般消費者から寄せられた契約トラブルなど消費生活全般に関することについてトラブル解決のための助言や情報提供、あっせんを行います。事業者の信用調査・指導・処分などは行っていません。
- ・来訪される前には連絡を下さい。

消費生活出前講座



消費生活に関する無料の出前講座を行っております。
職場内の研修、高齢者クラブ、地域の集まりなどの際はご活用下さい。講座のお申し込みや内容につきましては**0986-23-2121**までお問合せ下さい。

メールで消費生活相談の予約ができます！

相談予約フォーム



メールで面接相談の予約・変更・キャンセルができます。

※相談を行うものではありません。

また、相談予約フォームからは無料法律相談の予約はできません。